平成２２年（フ）第３００号
三重県津市観音寺町550番地21、住民票上の住所三重県津市白山町佐田1295番地15　ハイツワンプラム203号
債務者　小林　一豊
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０８号
三重県津市高茶屋５丁目３番22号　コーポＢＪ208号、前住所三重県津市一志町庄村417番地１
債務者　清水　厚子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１６号
三重県松阪市嬉野宮野町60番地６、住民票上の住所三重県津市久居西鷹跡町557番地１　藤ヴァレイ102号
債務者　家崎　義章
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２０号
三重県鈴鹿市野辺２丁目４番１号　メゾンフェニックス２－Ｂ号、前住所三重県鈴鹿市長太旭町６―18―11―214
債務者　河北　宏文
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２４号
三重県津市河芸町千里ヶ丘72番地１　R14―306、前住所三重県津市河芸町東千里721番地９
債務者　今井寿美子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２５号
三重県津市藤方1223番地１　らべんだ106、前住所広島県広島市南区東雲２丁目12番34―201号
債務者　吉田　富男
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２８号
三重県津市河芸町千里ヶ丘73番地　Ｒ５―405
債務者　河野　佐枝
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８５号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番18―310号
債務者　田中　秀行
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４９１号
兵庫県伊丹市北野４丁目40番地　市営北野第１住宅509号
債務者　加藤　輝美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５０４号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘５丁目34番地７
債務者　藤本みちよ
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１２２号
兵庫県豊岡市日高町水上35番地　茶ヤノ木マンション305、住民票上の住所兵庫県豊岡市日高町上郷685番地
債務者　山崎　昌弘
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
兵庫県豊岡市日高町水上35番地　茶ヤノ木マンション305、旧住所兵庫県豊岡市日高町上郷685番地
債務者　山崎まさえ
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
鳥取県米子市新開６－４－20　107号、住民票上の住所島根県簸川郡斐川町大字神氷1055番地
債務者　渡部　公子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１５４号
広島県三原市宗郷２丁目16番23号
債務者　竹内　義和
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
広島県三原市中之町南1402番地86
債務者　下竹　律子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第６１５号
愛媛県松山市久万ノ台257番地１　第95杉フラット303号
債務者　村井　良太
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
松山地方裁判所